

丸亀市片岡給付型奨学金制度について

- 1 制度概要 丸亀市片岡給付型奨学金基金条例に規定する基金を活用し、毎年度、予算の範囲内で給付型奨学金を支給する。基金は、片岡政隆様から教育の機会均等と社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的として寄贈された株式の配当金を基にしており、片岡様の意向に沿って、成績優秀で向学心旺盛であるが家庭の経済的な理由で就学困難な丸亀市の生徒(学生)を対象とする。
- 2 株式受入時期 令和3年11月に5万株
及び株数 令和4年3月に5万株(合計10万株)
- 3 配当予定額 令和4年度 200万円
配当時期は6月(3月31日の株主)と11月(9月30日の株主)
1株当たり年間20円(期末10円、中間10円:2021年3月期実績)
令和5年度 400万円の予定(期末20円、中間20円:2022年3月期実績)
配当金については片岡給付型奨学金基金として積み立てる。
- 4 給付額 一人年額12万円
- 5 募集人員 毎年5人程度(配当の額により調整する)
- 6 予算額 片岡給付型奨学金基金からの繰入金を財源とする。
※毎年7名の場合 令和5年度 84万円(@12万円×7名)
令和6年度168万円、令和7年度252万円、令和8年度以降336万円
- 7 対象者
 - ・学校教育法に基づく大学又は短期大学に入学予定又は在学中であること
 - ・市内に1年以上住所を有する保護者と生計を一にしている者
 - ・経済的な理由により就学が困難であると認められる者
(丸亀市就学奨励費の支給要件に該当する者)
 - ・修学意欲があり、校長が学業成績が優秀であると認める者
(大学等に在学中の場合は、高等学校の成績証明書を提出できる者)
 - ・本人及び保護者・同居親族が市税等の滞納がないこと
- 8 選考委員 教育長、教育部長、教育部学校教育課長、小中学校長会代表(2名) 計5名
- 9 周知方法 市ホームページ・SNSに掲載、報道機関に情報提供
(受付前の広報1月号に掲載)
市内及び近郊の高等学校に要綱及び配布用チラシを持参又は郵送
香川県教育委員会高校教育課から県内公立高等学校に、総務部総務学事課から県内私立高等学校に、メールでの周知を依頼